

規制基準	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
	特定建設作業での敷地境界線で85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

第一号区域

指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、当該区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートルの区域

第二号区域

一号区域以外の規制地域

規制基準	振動の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
	特定建設作業での敷地境界線で75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

第一号区域

(1) 指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(2) 指定地域の都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域のうち、当該区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートルの区域

第二号区域

一号区域以外の規制地域